

兵庫県公報

令和6年6月14日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 薬物の濫用の防止に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（薬務課）	1
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局経営課）	2

公布された法令のあらまし

◎薬物の濫用の防止に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第32号）

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正により、大麻が麻薬及び向精神薬取締法における麻薬に位置付けられること、大麻取扱者の名称が大麻草栽培者に改められること等に伴い、薬物の定義を改める等関係条例における規定の整備を行うこととした。

◎兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき選定療養（被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養をいう。以下同じ。）の対象を定める告示が改正され、長期収載品（後発医薬品（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則に規定する後発医薬品をいう。）のある先発医薬品（同令に規定する新医薬品等をいう。）をいう。以下同じ。）の処方等又は調剤について、選定療養分として新たに患者の自己負担額が発生する仕組みが導入されることを踏まえ、長期収載品の処方等又は調剤に係る料金を加算して利用者から徴収することとした。

条 例

薬物の濫用の防止に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第32号

薬物の濫用の防止に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

（薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正）

第1条 薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年兵庫県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を削り、同項第2号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第6号」を「第5号」に改める。

第12条第1項第3号イ中「第6号」を「第5号」に改める。

（使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第2条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の4の部中「大麻取締法に」を「大麻草の栽培の規制に関する法律に」に改め、同部(1)の款中「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者の免許の」に改め、同部(2)の款中「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」に、「第10条第5項」を「第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者名簿の」に改め、同部(3)の款中「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に、「第10条第6項」を「第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に改める。

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行

の日から施行する。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第33号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。
別表第1告示に掲げるものの料金の款に次のように加える。

<p>長期収載品（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第15号に規定する後発医薬品のある先発医薬品（同号に規定する新医薬品等をいう。）であって別に厚生労働大臣が定めるものをいう。）の処方等又は調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）（別表第3において同じ。）に係る料金の加算</p>	<p>別に管理規程で定める額</p>
--	--------------------

別表第3告示に掲げるものの料金の款に次のように加える。

<p>長期収載品の処方等又は調剤に係る料金の加算</p>	<p>別に管理規程で定める額</p>
------------------------------	--------------------

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。